

旅行業等の登録事項変更の届出について

1 登録事項変更の届出について

「2 登録事項変更の届出が必要なとき」又は「3 旅行業務取扱管理者選任変更の届出が必要なとき」に該当することとなったときは、その日から30日以内に、その旨を登録行政庁に届け出なければなりません。(変更後に届出)

この届出は、「旅行業等登録事項変更届出書類一覧表」を参考に、届出書に必要書類を添付して千葉県知事（県担当課）に提出することで行います。(郵送可)

なお、業務の範囲を変更しようとするときは、登録事項変更の届出ではなく、変更登録の申請が必要になります。

2 登録事項変更の届出が必要なとき【旅行業法第6条の4第3項】

(1)	登録簿（１）に記載されている次の内容に変更があったとき			
	ア	氏名又は法人名称	イ	法人代表者
	ウ	住所又は法人所在地	エ	商号又は通称（法人括弧書き）
	オ	主たる営業所の名称	カ	主たる営業所の所在地（※１）
	キ	所属旅行業者の氏名又は法人名称（※２）		
	ク	所属旅行業者の住所又は法人所在地（※２）		
(2)	登録簿（２）に記載されている次の内容に変更があったとき			
	ア	その他の営業所の名称	イ	その他の営業所の所在地
	ウ	その他の営業所の新設	エ	その他の営業所の廃止
(3)	登録簿（３）に記載されている次の内容に変更があったとき			
	ア	所属する旅行業者代理業者の氏名又は法人名称		
	イ	所属する旅行業者代理業者の住所又は法人所在地		
	ウ	所属する旅行業者代理業者の新設		
	エ	所属する旅行業者代理業者の廃止		
	オ	所属する旅行業者代理業者の営業所の名称		
	カ	所属する旅行業者代理業者の営業所の所在地		
	キ	所属する旅行業者代理業者の営業所の新設		
ク	所属する旅行業者代理業者の営業所の廃止			

※1 変更により所在地の都道府県が異なることとなったときは、「4 都道府県の区域を異にする主たる営業所の所在地の変更について」を参照してください。

※2 旅行業法に規定はありませんが、登録簿の必要記載事項なので届出が必要です。
 なお、所属旅行業者を別の事業者に変更するときは、登録事項変更の届出ではなく新規登録の申請が必要で、新規登録後に、従前の登録について事業廃止の届出が必要です。

3 旅行業務取扱管理者選任変更の届出が必要なとき

選任している旅行業務取扱管理者は、標識（登録票）の記載事項であるため、次のときは届け出てください。

- (1) 旅行業務取扱管理者を選任したとき
- (2) 旅行業務取扱管理者を解任したとき

4 都道府県の区域を異にする主たる営業所の所在地の変更について

- (1) 千葉県外から千葉県内に変更（移転）したとき

変更前の登録行政庁ではなく、千葉県知事（県担当課）に登録事項変更を届け出なければなりません。

この変更について登録事項変更（千葉県知事登録）されると、営業保証金を供託している者は、営業保証金の保管替えの手續及びその届出が必要になります。この手續は、登録事項変更の通知が届いてから行います。（弁済業務保証金分担金を納付している者は、手續の有無及び方法について、加入している旅行業協会にお問い合わせください。）

- (2) 千葉県内から千葉県外に変更（移転）したとき

千葉県知事ではなく、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に登録事項変更を届け出なければなりません。

この変更について登録事項変更（千葉県以外の都道府県知事登録）されると、営業保証金を供託している者は、営業保証金の保管替えの手續及びその届出が必要になります。この手續は、登録事項変更の通知が届いてから行います。（弁済業務保証金分担金を納付している者は、手續の有無及び方法について、加入している旅行業協会にお問い合わせください。）

- (3) 有効期間に係る注意事項

都道府県の区域を異にする主たる営業所の所在地の変更に伴う登録事項変更の届出に係る手續は、届出先の行政庁が、変更前の登録行政庁に關係書類の送付を依頼する必要があります、通常の手續より時間がかかります。この手續中に有効期間が満了すると、登録が失効してしまいますので、有効期間の満了が近い時期に移転をお考えのときは、事前に相談してください。（登録の失効を防ぐため、更新登録の手續を終えてからの登録事項変更の届出をお勧めすることがあります。）